

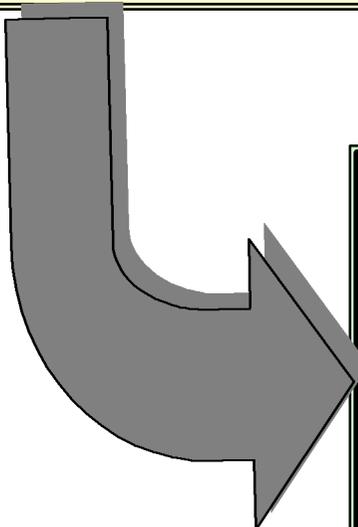
## 気象情報と民間予報への期待

### 予報を含む気象情報の特性

不正確な気象情報が流布した場合の影響は  
社会・経済活動の広範囲に及ぶ

気象情報の利用者(国民)には気象情報の精度、  
提供者の技術的能力についての判断が困難

誤情報の訂正による事後的回復は困難

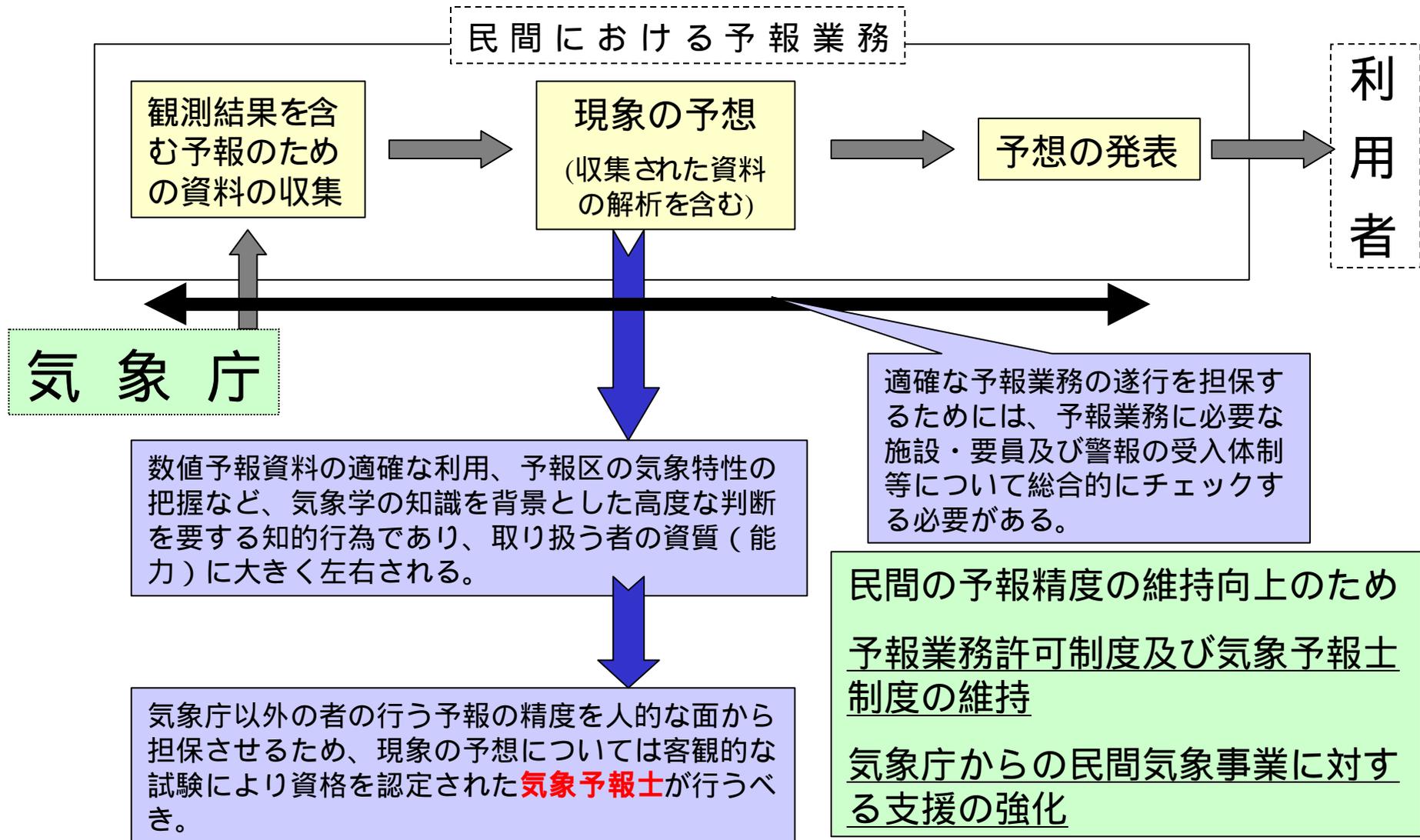


### 民間(気象庁以外の者)の行う 予報に求められるもの

気象庁が発表する防災気象情報との整合性の確保

国民の期待する「正確な気象情報の提供」の確保

# 民間における予報発表までの流れと必要な要件



## 平成7年以降の民間予報業務をめぐる状況の変化

### 気象庁における技術開発

平成8年3月の計算機システムの更新により、格子間隔20kmの数値予報モデルの運用を開始。

平成12年度末に予定している計算機更新の後、格子間隔10kmの数値予報モデルの導入を予定。

平成12年度末に予定している計算機更新の後、1か月予報用数値予報モデルの性能向上を予定。

### 民間気象事業をめぐる状況

平成6年より気象予報士試験が開始。  
(登録者は現在までに2500人を上回る。)

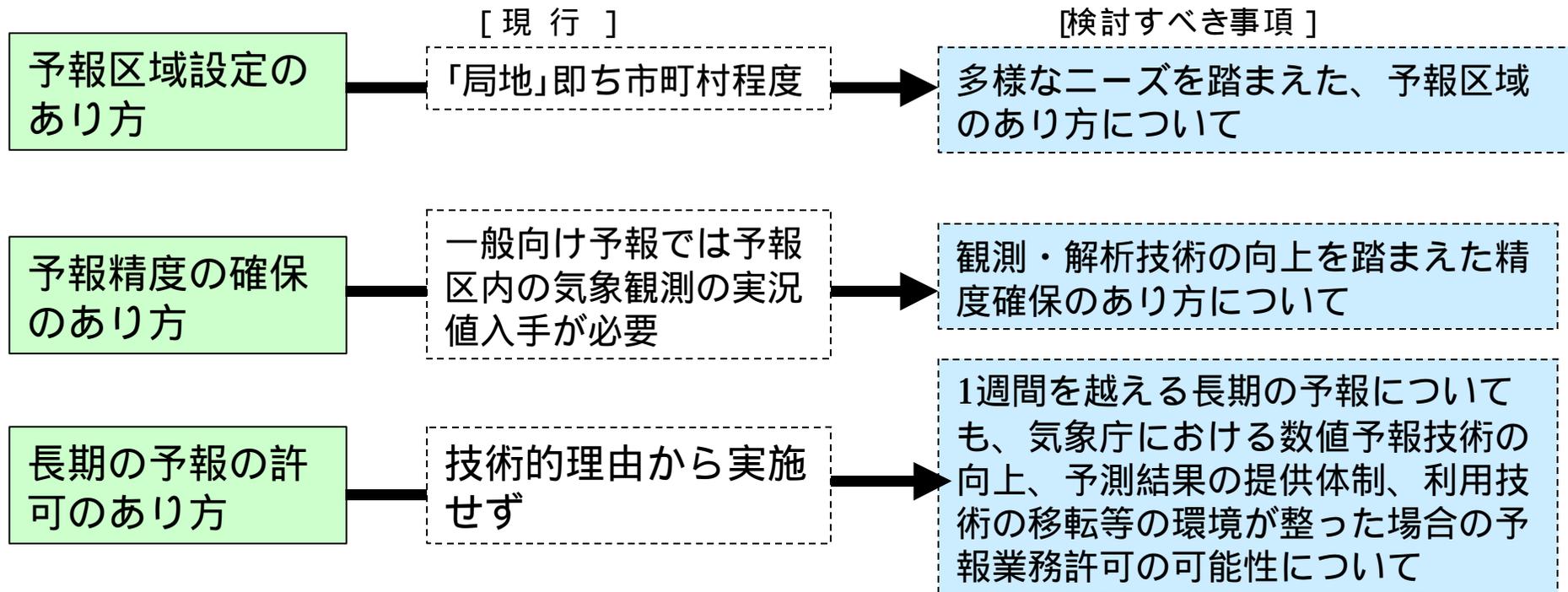
平成7年に予報業務許可の基準を緩和し、一般向け局地予報を許可。

平成8年3月より民間気象業務支援センターより数値予報GPVなどの各種資料のオンライン配信が開始。

CATV・インターネット等の普及等、情報通信分野の技術革新に伴い、気象情報のニーズが多様化。

# 今後の予報業務許可の運用について

予報業務許可制度の必要性を踏まえつつ、技術開発成果、ニーズの多様化などに対応すべく、下記の各項目について検討する必要がある。



# 無線通信による観測成果の発表業務の許可制度

気象庁では、国際的な責務・貢献の観点から、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての航空機及び船舶の利用に適合した予報及び警報を行うとともに、国内外の気象機関、船舶又は航空機において受信・利用されることを目的として、観測の成果、予警報事項等の気象情報を無線通信により発表している。

これらの無線通信を受信する国内外の気象機関、船舶又は航空機の側では、発表された情報の精度を即時に確かめるすべがないため、不正確な情報が発表された場合、その及ぼす影響は極めて大きい。

災害の予防、交通安全の確保という気象業務の目的に鑑みると、気象庁としては、気象庁以外の者の行う類似の情報発表行為についても、一定の精度の確保を図る必要がある。

気象庁以外の者で、その行った気象の観測の成果を国内若しくは国外の気象業務を行う機関、船舶又は航空機において受信されることを目的とする無線通信により発表する業務を行おうとするものは、気象庁長官の許可を受けなければならない(気象業務法第26条)。

(参考)

現在許可を受けている発表業務の概要と箇所数(計40の事業者)

事業所	海上保安庁の機関による船舶気象通報	神奈川県漁業無線通報	地方公共団体が管理する空港での航空機向け通報	学校法人による航空機向け通報
事業所数	34箇所	1箇所	3箇所	2箇所